

## ○ 登録免許税について

登録免許税は、①不動産の価格により算出、②債権金額により算出、③不動産の個数により算出と三つケースがあります。

所有権移転の登記については、①不動産の価格により算出することとなりますが、この場合には、原則として次のように計算します。

「登録免許税額 = (課税標準) × (税率)」

この課税標準とは、市町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格となりますが、これは、毎年、市町村役場から通知される固定資産課税明細書に記載されています。

また、固定資産課税台帳の価格とは、固定資産課税明細書において、一般的に「価格」又は「評価額」と表記されている価格であり、「固定資産税課税標準額」ではありません。

固定資産課税明細書の紛失等により固定資産課税台帳の価格を確認することができない場合には、市町村役場で発行する証明書により確認することができます。

なお、固定資産課税台帳に価格の記載がない場合は、登記所が認定した価格となりますので、その場合には、不動産を管轄する登記所の登記官にお問い合わせください。

登録免許税を上記①不動産の価格により算出した場合には、登記申請に際して、課税証明書又は固定資産評価証明書等の不動産の価格（又は評価額）が分かるものの写しを添付していただくようお願いします。